

令和4年第2回区議会臨時会

議案説明資料

(議案第27号)

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、西荻区民事務所について、入居する建物の耐震診断の結果を受けて令和4年3月末をもって閉鎖し、杉並区立西荻南区民集会所の施設を改修した上で同年8月に新たに開設するとともに、西荻南区民集会所については、同年3月末をもって廃止した杉並区立西荻北児童館の施設を改修した上で暫定的に移転することとした。

このことに伴い、西荻南区民集会所の位置を変更する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

位置	杉並区西荻北一丁目9番5号
敷地面積	661.95㎡
建築面積	238.90㎡
延床面積	461.88㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建て
施設内容	集会室、レクリエーション室等

<改正の概要>

- 1 西荻南区民集会所の位置を「杉並区西荻南三丁目5番23号」から「杉並区西荻北一丁目9番5号」に改める。(別表第1)
- 2 西荻南区民集会所の利用料金を改定すること等とする。(別表第3)

<実施の時期等>

- 1 令和4年7月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な準備行為について定める。(附則第2項及び第4項)
- 3 杉並区行政財産使用料条例の一部改正(附則第3項)
杉並区立西荻南児童館の遊戯室の目的外使用料を定めること等とする。(附則第5項及び別表第2)

【問合せ先】

地域課、児童青少年課

(議案第28号)

杉並区国民健康保険条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯等について、一定の国民健康保険料及び介護保険料を減免しているところであるが、令和4年度分の保険料の減免措置に対する国による財政支援が実施されることとなったことを踏まえ、引き続き、保険料を減免することとした。

このことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例措置の適用期限を延長する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

また、関連する2件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第1条による杉並区国民健康保険条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等に、区長は、令和4年度分の一定の保険料についても、減免することができること等とする。(附則第12条)

2 第2条による杉並区介護保険条例の一部改正

前記1と同様の改正を行う。(附則第10条)

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

国保年金課、介護保険課

(議案第29号)

令和4年度杉並区一般会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、西荻区民事務所の移転や新型コロナウイルス感染症対策に係る事業等について、新たな事情や緊急性等の観点から計上するものです。

【概要】

補正事業 6事業 267,556千円

【歳出予算】

□西荻区民事務所関連事業

- 参議院議員選挙 1,994千円
- 地域集会施設等維持管理 22,791千円
- 区民事務所等の管理・運営 43,494千円

□新型コロナウイルス感染症対策事業

- 生活困窮者等自立促進支援事業 22,554千円
- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業 91,475千円
- 予防接種 85,248千円

【歳入予算】

- 特別区税 71,924千円
- 国庫支出金 193,638千円
- 都支出金 1,994千円

【債務負担行為】

○追加

No.	事項	期間	限度額
1	指定管理者制度による西荻南区民集会所の管理運営	令和7年度まで	32,000千円